

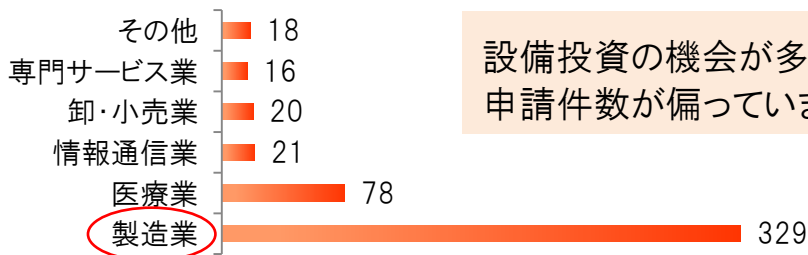
7月1日よりスタート！！すでに482社が認定を受けています！

経営力向上計画を申請するメリット

<経営力向上計画とは？>

中小企業・小規模事業者等は、人材育成や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組内容などを記載した事業計画(「経営力向上計画」)を作成し、計画の認定を受けることができます。認定を受けた事業者は、機械及び装置の固定資産税の軽減や低利融資等の特例措置を受けることができます。

認定事業者の内訳



設備投資の機会が多い**製造業**に申請件数が偏っています！！

認定を受けるメリット

1 計画に基づく設備投資は**固定資産税**が**1/2**に軽減(最大3年間)

利用できる方:資本金1億円以下の会社、個人事業主など
対象設備:160万円以上の機械及び装置(新品)であること
要件:生産性が年平均1%以上向上する設備など

2 **低利融資**や**信用保証枠の拡大**など各種金融支援

中小企業向け:信用保証協会による信用保証枠の拡大 など
中堅企業向け:中小機構の債務保証 など

3 認定事業者は**補助金申請時に加点**

一部の補助金(H27年度補正予算ものづくり補助金2次公募)において、認定事業者は審査時に加点されることがあります。

※ ものづくり補助金においては次回公募でも加点対象となる可能性があります。

経営力向上計画の申請は認定支援機関(当事務所)が支援します！！